

平成16年6月29日

「(仮称)鷺沼4丁目プロジェクト」に係る指定開発行為廃止
について(お知らせ) 川崎市

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第29条第1項の規定に基づき、指定開発行為者から、指定開発行為廃止届の提出がありました。

同条例第29条第2項の規定に基づき、この旨公告いたしましたのでお知らせします。

1 指定開発行為者

- ・東急不動産株式会社
取締役社長 植木 正威
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号
- ・三菱商事株式会社
代表取締役 阿部 正弘
東京都千代田区丸の内二丁目6番3号
- ・株式会社新日鉄都市開発
代表取締役 兵頭 義雄

2 指定開発行為の名称及び区域等

(仮称)鷺沼4丁目プロジェクト
川崎市宮前区鷺沼四丁目11番1号他
区域面積 26,716.69㎡
計画の目的 共同住宅の新設

3 廃止年月日 平成16年6月2日

4 指定開発行為廃止に係る公告年月日 平成16年6月29日

* 当該指定開発行為は、平成13年10月4日付けで指定開発行為実施届の提出があり、平成14年8月16日付け条例評価書の公告・縦覧をもって手続きを終了していたものです。

(環境局環境評価室 担当)
電話200-2156